

第1回都区財政調整協議会 協議内容

日時:令和5年12月4日(月) 18:22~18:51

会場:区政会館19階192会議室

出席者

都側:武田行政部長

区側:佐藤荒川区副区長(会長)、寺田新宿区副区長(副会長)、桑村品川区副区長(副会長)、坂田千代田区副区長、佐藤文京区副区長、杉浦渋谷区副区長、渡辺杉並区副区長、植竹葛飾区副区長、近藤特別区長会事務局次長(司会)

1 開会

(司会)

ただいまから、令和5年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされております。区側から特別区長会事務局長を出席させたい旨の申し出がありました。よろしいでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いします。

2 都側提案事項説明

(都側委員)

まず、今年の財調協議に臨む都の基本姿勢について、一言述べさせていただきます。

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に加え、世界的な金融引締めが続く中、海外景気の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要です。

また、元来、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受

けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、都と特別区が緊密に連携し、必要な対策を時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

したがって、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運営していくためには、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めていかなければならないと考えます。国から指摘されることなく、都区で自律的に算定を見直していかなければなりません。

現時点では、都の財政当局から、都税収入の令和5年度最終見込みや令和6年度の見込みは示されておられません。月例経済報告によりますと、「企業収益は総じてみれば改善している」とされているものの、「景気は、このところ一部に足踏みも見られる」とされています。また、物価高騰等の影響の長期化が考えられることから、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和6年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議してまいります。

それでは、最初に、行政部における今年度及び令和6年度の財源見通し等の見込みについて、口頭で申し上げます。

まず、今年度の調整税等についてですが、昨年度と同様、徴収実績に関する情報を提供していますが、9月末までの実績を見ると、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約302億円の増、市町村民税法人分は、約73億円の増、法人事業税交付対象額の前年比増額である法人事業税は、約397億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の再算定における算定残は、現時点で約389億円ですが、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいります。

次に、令和6年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、3年に一度の評価替えの年にあたり、近年の地価上昇傾向を受け、土地に係る評価増が見込まれています。

市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視してまいります。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいります。

続きまして、「令和6年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」を御覧ください。

今回、東京都から提案する事項は、全部で14項目です。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料2枚目を御覧ください。

まず、議会総務費の「災害対策費（消火器設置管理費）の見直し」です。本件については、実態調査結果に基づき、消火器の設置本数や更新サイクル等の見直しを提案するものです。

次に、民生費の「高齢者集合住宅の整備費等の見直し」です。本件については、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活援助員、いわゆるワーカー等の配置状況に応じた算定方法への見直しとともに、実態調査結果に基づき、単身用住戸等の1戸当たり面積の見直しを提案するものです。

最後に、土木費の欄、「住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）の廃止」です。本件については、補助期間満了による対象住宅の減少に伴い、実施区が減少し、現在1区のみであることから、算定の廃止を提案するものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

3 区側提案事項説明

（司会）

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

（区側委員）

私から区側提案事項について説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

令和5年度財調協議は、都区間の財源配分のあり方及び配分割合の変更について議論する、非常に重要な協議であったと認識しております。

都区の考え方には大きな隔たりがあり、協議を一時中断せざるを得ませんでした。協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないという判断のもと、都区間の配分割合に関する事項については、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなりました。

また、その他の事項についても、双方の歩み寄りもあって、一応のとりまとめを行うことができました。

一方で、特別交付金をはじめとする現行制度上の諸課題については、前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりません。

令和6年度財調協議においては、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定することはもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必

要があると考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。お配りしている「令和6年度都区財政調整区側提案事項」をお手元に用意いただければと思います。

特別区においては、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、物価高騰に伴う各種対策など、東京都と連携しながら、取り組む必要があります。

令和6年度財調協議に当たっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、とりまとめております。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都におかれましては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いいたします。

具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」です。

特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえた上で、協議を行うほか、来年度の税制改正の全体像は明らかにされておりませんが、大規模な改正が実施される場合や、都区の役割分担において変更があった場合には、その影響額を踏まえて、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものであります。

第2に「特別区相互間の財政調整について」です。

特別区間の財源配分については、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求めるものです。

清掃費の見直しなど、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿ったとりまとめをお願いいたします。

第3に「都区財政調整協議上の諸課題について」です。

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものです。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いいたします。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料をお付けしておりますので、参照いただきたいと思います。

最後になりますが、課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯に対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

4 協議

(司会)

それでは、ただいまの都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。
意見がありましたら、お願いいたします。

【特別交付金】

(区側委員)

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引下げ」についてです。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものです。

法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われ続けており、また、長引く物価高騰を背景とした不透明な景気情勢の中で、特別区の財政状況は、厳しい状況にさらされています。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げを求めます。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

昨年度協議では、財調で捕捉すべき需要について、普遍性がないという理由で、標準区経費としての積み上げ対象外となっているにもかかわらず、特別交付金の算定除外となる事業が確認されました。

本件については、少なくとも「特別交付金の算定に関する運用について」に掲載している算定項目「B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」で算定されるべきと考えます。

この問題は、算定ルールにおける「B-エ」で算定されるべき事業が個別具体的になっていないことにより、都区の認識に齟齬が生じていることが要因と考えます。

そこで、算定ルールが都区で議論を積み重ね改善してきた経緯を踏まえ、「B-エ」で算定されるべき事業を例示化することを提案します。

これにより、都区の認識の齟齬を改善し、特別交付金の算定の透明性・公平性を向上させていきたいと考えておりますので、是非、前向きに検討いただきたいと思います。

<過誤納還付金>

次に、調整税に係る過誤納還付金の取扱いについてですが、過去の財調協議では、都財

政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成 17 年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思っております。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別交付金の割合については、平成 19 年の都区協議会において、条例の本則を 2 % から 5 % に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

こうした需要を着実に受け止めるためには、5 % が必要であると考えます。

なお、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない、区ごとに異なる財政需要が、5 % を大きく超える規模で毎年申請されています。

また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありましたが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものです。そのため、透明性・公平性の確保の観点からも問題はないと考えております。

「算定されるべき事業を例示化」との発言がありましたが、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるべきと考えます。

なお、今年度の申請においても、区側提案により普通交付金の算定対象とした事項や、令和 3 年度財調協議で区側が実施した調査結果を踏まえて算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費に係る申請が多く、多くの区で見受けられ、状況は一向に改善されておられません。

これまでも繰り返し申し上げてきましたが、特別交付金は「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要」が算定対象でありますので、都区で定めた算定ルールに基づいた適正な申請について、改めてお願いをいたします。

<過誤納還付金>

次に、過誤納還付金の取扱いについてですが、調整税に係る過誤納還付金は、平成 22 年度以降、毎年 200 億円余、平成 21 年度に至っては 800 億円近い額となっており、平成 21 年度以降の累計額は約 3,100 億円にもなります。

都財政に深刻な影響を与えており、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っております。

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものであります。

都としては、是非とも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

(司会)

他に、意見ありますか。

【都市計画交付金】

(区側委員)

私からは、「都市計画交付金」について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収が続いており、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて約 366 億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200 億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けています。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、交付基準単価を改善することを提案いたします。

また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めています。但し、応じていただけておりません。都市計画税の適正な配分を検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求めます。

本件については、都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべきという見解が総務省から示されており、これまで何度となく、解決に向けた協議を求めてまいりましたが、実質的な議論ができておりません。

また、昨年度の財調協議において、都側は「都市計画税が地方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、都の予算により対応していくものと考えている。」と発言するなど、過去の協議状況を無視した対応であると言わざるを得ません。

総務省の見解を踏まえ、実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議できるよう、改めて強く求めます。

なお、本件は、制度上の問題であり個別の区ごとに協議するものではなく、都と特別区の間で、特別区の総意としての提案を受け、協議すべき性格のものであることを申し添えておきます。

是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした奨励的補助金です。

本件について、今年7月、特別区長会は国に制度改正を要望しましたが、国に制度改正を要望すること自体が、都区の自治を損ないかねないものと強い危惧を抱くものであります。

都はこれまでも、区が行う連続立体交差化事業を対象に加えることや、都市計画公園整備事業の面積要件を緩和することなど、様々な見直しを行ってきました。

今後とも、各区に現状や課題などをお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

(司会)

他に、意見ありますか。

5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側から意見がありましたら、お願いします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、私から総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、説明がありました。

この場では、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」についてです。

令和5年度財調協議においては、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」としました。

これを踏まえて、議論を前に進めるため、都と特別区で新たな会議体を設置し、配分割合の前段となる議論から進めております。児相の事務の位置付けについて、どのように整理すべきか都区で認識を共有した後、児相に関する財調上の議論へ移行したいと考えております。

また、大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担の変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案がありますが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

次に、「特別区相互間の財政調整」についてです。

特別区間の財源配分は、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理を求める、との発言がありました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところですが、令和6年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となります。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度を適切に運営していくためには、現行の算定内容も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があります。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していきます。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほど発言させていただいたとおりです。

最後に、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から意見がありましたら、お願いします。

(区側委員)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目線が向けられているとの認識が示され、都区財調制度を適切に運営していくために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、より一層の合理化を図っていく、との考え方にに基づき、提案をいただいたところです。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれます。さらに、物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積していますが、このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければなりません。そのため、区側としても、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

また、都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言がありましたが、一方で協議上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけではありません。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでまいりますので、今後の協議については、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側の総括意見は以上ですが、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、区側委員から幹事会への下命に係る提案がありましたが、いかがでしょうか。

(都側委員)

異議ありません

(司会)

それでは、提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですので、何かありましたら、自由に発言ください。

以上で、第1回都区財政調整協議会を終了いたします。

※ 上記は都側で記録したものである。